

【改正概要】

○船員法施行規則に規定する

①発航直前操練の参加状況に応じた操練、②救命艇の進水及び操船、③救助艇操練の対象船舶の拡大及び実施頻度の増加の改正を行う。(下図赤枠破線部分)

○具体的には、現行規則において、

「乙区域又は甲区域において従業する国際総トン数500 トン以上の漁船(外洋大型漁船)」

となっている上記①～③の適用範囲について、ケープタウン協定における適用範囲である

「国際総トン数300トン以上の漁船(EEZを超えない範囲で操業する漁船については適用除外可)」

に合わせるため、

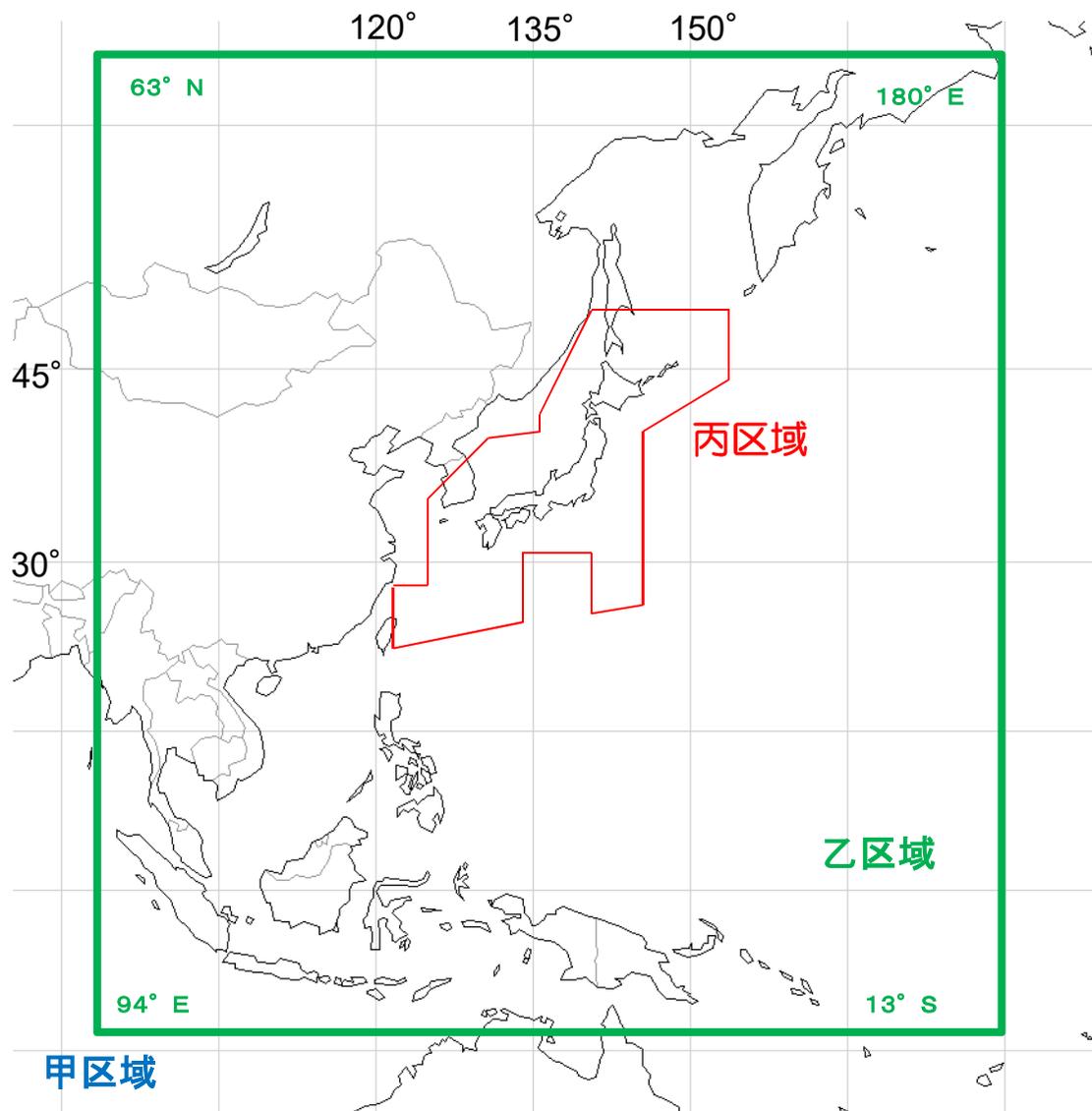
「丙区域(領海及びEEZを除く。)、乙区域又は甲区域において従事する国際総トン数300トン以上の漁船」とする改正を行う。

※漁船の従業区域については次ページ参照

【改正イメージ】

操練項目／トン数		5トン	300トン	500トン
①発航直前操練の参加状況 に応じた操練	ケープタウン協定			規定あり
	船員法施行規則		規定なし	規定あり
②救命艇の進水及び操船	ケープタウン協定			1回／3月
	船員法施行規則		1回／年	1回／3月
③救助艇操練	ケープタウン協定			1回／3月
	船員法施行規則		1回／年	1回／3月

【参考】漁船従業区域図



(参考: 排他的經濟水域 (EEZ))

